

KPMG Japan e-Tax News

No.250 26 November 2021



税務情報

2021年度税制改正関連情報

1. 国税庁 — 産業競争力強化法等に基づく税制措置に係る通達の趣旨説明の公表

国税庁は 11 月 25 日、2021 年度税制改正に対応した改正通達のうち、9 月 16 日付で発送された 「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について（法令解釈通達）」^{(*)1} に係る以下の趣旨説明を公表しました。

■ 令和 3 年 9 月 16 日付課法 2-31 ほか 1 課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明

上記 9 月 16 日付の改正通達では、主に 2021 年度税制改正で創設されたデジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制及び中小企業事業再編投資損失準備金（全て産業競争力強化法等に基づく税制措置）に係る通達の新設が行われました。

今回公表された趣旨説明では、たとえば以下の点が明らかにされています。

• 42 の 12 の 7-3 分割払の事業適応繰延資産

この通達は、分割払の繰延資産の取扱いについて定めた法人税基本通達 8-3-3 と同様に、事業適応繰延資産に係る特別償却限度額又は繰延資産税額控除限度額は実際に支出した金額を基礎として計算することを原則としたうえで、その事業適応繰延資産となるべき費用に係る分割期間が短期間（おおむね 3 年以内）の場合で、法人がその費用として支出する金額を未払分も含めて繰延資産に計上して償却しているときは、その処理を認めることを明らかにしているものです。

趣旨説明では、補足として、事業適応繰延資産となるものは、情報技術事業適応を実施するためにクラウドを通じてソフトウェアを利用する際の初期費用で「資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用」に該当するもの（措通 42 の 12 の 7-1 参照）であり、初期費用である以上、それが長期にわたって分割されることはあまり想定されないものの、たとえば、ランニングコストの支払時期に合わせて分割されているような場合には、ランニングコストではないことについて十分な説明が必要であることが示されています。

- 55 の 2—2 評価減の額の区分
- 55 の 2—4 特定法人の株式等の評価減を否認した場合の中小企業事業再編
投資損失準備金の特例

これらの通達で定める取扱いが、計算例を用いて具体的に示されています。

《参考》

- (1) 2021 年度税制改正に対応した改正通達のうち、上記 9 月 16 日付の改正通達でカバーされている項目以外の項目に係る改正通達（法人税関係）：
[「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（2021 年 6 月 25 日付）](#) (*2)
- (2) 上記 (1) の趣旨説明：[「令和 3 年 6 月 25 日付課法 2-21 ほか 1 課共同『法人税基本通達等の一部改正について』（法令解釈通達）の趣旨説明」](#)（2021 年 7 月 21 日） (*3)

(*1) e-Tax News No.247 [「2021 年度税制改正 — 改正産業競争力強化法等の施行に伴う法人税通達の改正」](#)（2021 年 9 月 21 日発行）にてお知らせしております。

(*2) e-Tax News No.238 [「2021 年度税制改正関連情報 / 国税庁 — 法令解釈通達の発達」](#)（2021 年 6 月 29 日発行）にてお知らせしております。

(*3) e-Tax News No.245 [「国税庁 — 2021 年度税制改正等に対応した法人税に係る改正通達の趣旨説明の公表」](#)（2021 年 7 月 27 日発行）にてお知らせしております。

2. 金融庁 — 業績連動給与の損金算入の特例に関する情報の公表

2021 年度税制改正では、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁のウェブサイトへ掲載する場合等には、損金算入が認められる特例（以下、本特例）が設けられました (*1)。

本特例の改正の前提となる金融商品取引法の改正法が含まれる「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が 11 月 22 日に施行 (*2) されたことを受け、金融庁は同日、以下のお知らせを公表しました。

■ [業績連動型給与の損金算入の特例に係る事業報告書](#)

本特例の適用を受けるため、金融庁のウェブサイトに業績連動給与の算定方法等を記載した事業報告書の掲載を希望する法人は、法人名、担当者氏名、連絡先及び業績連動給与の算定方法等を記載した事業報告書のページ番号をメール本文に記載のうえ、金融庁の所定のアドレス宛に事業報告書の PDF を提出すること等が示されています。

(*1) 本特例の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter 「[2021年度税制改正大綱](#)」
(2020年12月18日発行) 及び金融庁の公表資料 「[国際金融ハブ取引に
係る税制措置\(法人税\)](#)」(PDF 186.8KB) をご参照ください。

(*2) e-Tax News No.249 「[2021年度税制改正関連情報](#)」(2021年11月15日
発行) にてお知らせしております。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.